

番号	地図上の番号(乙29の5頁)	学校名	所在地(石巻市)	海・河川からの距離	標高	津波到達の有無・その時刻	学校の被災状況		『避難計画』(乙29の記載頁)	学校の位置・地理的条件及び環境に関する証拠	存否(証拠)	危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)	二次避難	三 次 避 難					
							津波による浸水等の被災	児童等の被災						避難先の場所・地理的状況(山、建物上階等)	決定者	決定時刻等	避難決定の理由と経緯	決定者の津波到達についての認識と評価	移動時間
1	1	石巻小学校	泉町1-1-2	①海からの距離は南に1,555m ②旧北上川からの距離東に320m	2.9m	○ 16:00頃	校舎1階の床上30cmまで浸水	なし	17頁	甲A170の1・2・5・6 甲A171の2・5 甲A172の1 甲A173の1	◎ Z.58の1	◎「災害対策要領」が定められ、その中で三次避難場所→成田山・緑地公園(1)石巻小学校の「災害対策要領」では、津波注意報と震度4以上の地震が発生した場合は「警戒配備」、津波警報・大津波警報と震度5弱の地震が発生した場合は「非常配備」の態勢を取り、勤務時間内ではいずれの場合も教員全員で対応することを定めている。(2)震災対策として、第1次避難場所を「校庭」、第2次避難場所を「成田山・緑地公園」(Z.58の1-4頁)と指定している。(3)第2次避難場所への避難は、「公共機関の避難命令及び校長の判断により開始する」(5頁)、「隊列を組み、学級担任が先頭、担任以外の教職員は隊列の左右に適宜位置して事故防止に努める」(同頁)、「何が完了した場合は、石巻市教育委員会に連絡員(校長がその段階で指示)を派遣する」(同頁)。(4)避難訓練実施計画(地震)として、「地震による二次災害から身を守るために第2次避難の仕方及び注意点」、「避難経路の確認、避難の仕方」おさないは「しゃべらない・もどらない」の約束、静かに整列する」(同8頁)などと定められている。	校庭→揺れが落ち着いた後に児童を教室に戻す	校舎3階	校長	15:10頃	「大津波警報発令」のため。	石巻小学校は、標高が2.9mであるが海から1,555m、東側を流れる旧北上川から320m離れているにもかかわらず、大津波警報が発令されたので児童を「校舎3階」へ避難させた。 一このことから ①「(a)のレベル」の過失との関係では、大津波警報(予想される津波の高さ6mの第1報)に基づき学校まで津波が襲来することを予見し、その危険から児童の生命・身体を守るために高所避難をさせたものといえる。 ②「(b)のレベル」の過失との関係では、大津波警報をマニュアル中の「公共機関の避難命令」と捉え、これに基づき「災害対策要領」に定めたとおり、教員全員を「非常配備」した上、高台にある第三次避難場所へ児童を避難させたといえる。	校舎内に居た児童を3階へ避難させているので、それほど時間は要していない
2	2	住吉小学校	住吉町2-4-27	①海からの距離は南に2,511m ②旧北上川からの距離は南東に130m	0.6m	○ 15:40頃	校庭及び校舎裏から激しく泥水が流れ込んできた。校舎1階床上1mまで浸水。	なし	21頁	甲A170の1・2 甲A171の1・2 甲A171の3・4 甲A171の5 甲A172の1 甲A173の2	◎ Z.58の2	◎「地震が発生した場合の対応」との名称のマニュアルがあり、三次避難場所→住吉中学の校庭又は本校屋上と規定されている(1)「地震が発生した場合の対応」では、第一次避難「その場で安全確保」、第二次避難「校舎外への避難(校庭)」、第三次避難「津波情報の収集」震度4以上で校長の判断で指示、津波到達時間30分以上で住吉中学の校庭へ、津波到達30分以下で本校屋上へ」(Z.58の2-8頁)と避難場所も指定している。(2)大地震が発生した場合、まず、「児童の安全確保、校長の判断で放送等で指示」、一次避難では「学級担任の状況判断を優先」、三次避難後においては、学級担任・職員が人員確認、児童の被害状況を確認、校長、教頭へ報告し、校長の判断・指示において救助・救出等、教育委員会等関係機関への連絡を行う、震度5弱以上では、児童を保護者に引き渡す旨、定められている(同頁)。	校庭	校舎3階	校長	二次避難が完了して間もなく、地域住民の情報から「大津波警報が発令された」ことを認識した直後	◎校庭への二次避難が完了して間もなく、大津波警報が発令されたことを地域住民の情報から得たため。 ◎住吉小学校は、川沿いに位置していることもあり、他の避難場所に引率して避難する猶予はないと判断し、全児童を校舎3階に避難させたことを決定した。	住吉小学校は、川沿いに位置していることもあり、校長が「他の避難場所に引率して避難する猶予はない」と判断した。 一このことから ①「(a)のレベル」の過失との関係では、海から2,511m離れていても予想される津波の高さ6mの大津波警報に基づき、他への避難の余裕はないと判断した以上、津波が河川遡上等により学校まで襲来することを予見したものと見なされる。 ②「(b)のレベル」の過失との関係では、地域住民の情報から大津波警報を認識し、マニュアルどおり、津波到達まで30分以下に該当する場合にとるべき手順のとおり、同校の校舎3階に児童を高台避難させた。	二次避難が校庭であるから、校庭から校舎3階への避難であるから、それほど時間は要していない
3	3	門脇小学校	門脇町4-2-11	①海からの距離は南に725m ②旧北上川からの距離は東に1050m	3.2m	○ 15:40頃	校舎1階2mぐらまで浸水。	死亡7名(管理下外)	25頁	甲A170の1・2 甲A170の5・6 甲A171の1 甲A172の1 甲A173の3 甲A225 甲A254	◎ Z.58の3	◎「災害発生時における対応マニュアル」があり、三次避難場所→石巻市立女子高等学校校庭とされている(1)避難訓練(地震)として、第1次避難場所を「各教室、特別教室、体育館、校庭」、第2次避難場所を「(全校児童集合場所として)トコナメ2コーナー付近」、第3次避難「(全校児童集合場所として)石巻市立女子高等学校校庭」(Z.58の3の1枚目)と指定している。(2)さらに、校舎の倒壊、津波等についても「授業中に大規模な地震が発生し、その後の余震等で校舎の倒壊が予想され、校庭への第2次避難が必要となる。さらに、津波到来が予想され、高台への第3次避難が必要になる」と想定し(同頁)、2次避難については、「校舎が倒れる恐れがある。先生の指示に従って校庭のバックネット付近に避難」(担任の指示に従って避難する)「避難時の約束」おさないは「しゃべらない・しゃべらない」(同1枚目)、3次避難では「津波到来の危険性があるため、6年生から西門を通過して男女高方面に避難します」担任の指示に従って避難する」など(同2枚目(176頁))指示されている。また、地震発生時の保護者またはそれに替わる者への引き渡し訓練の実施もされている(同8枚目(319頁))。(3)また、「学校災害対策本部」を設置し、その職務として「情報の収集(ラジオ・テレビ・震源地・震度・津波の有無)」と規定されている(315頁)。	日和尚公園→神社境内→市立女子高校→石巻高校	校長	15:03頃、校長・教頭の指示を受け高台(日和尚公園)への避難開始 16:00頃に神社境内へ移動 16:30頃に市立女子高校体育館へ移動 17:00頃に石巻高校に移動	◎14:50に第二次避難開始(各クラスごとに校庭へ避難)。 ◎大津波警報が出たので、石巻市立女子校方向へ避難した。 ◎避難場所として想定していた市立女子高等学校に事前の連絡をしていない。耐震面で安全かどうか心配であることから、見通しがきき児童の掌握も容易な日和尚公園に避難先を変更した。	門脇小学校は、海から725m離れており、旧北上川からも1000m以上離れ、標高はわずか3.2mしかない地点に所在していた学校であったが、大津波警報発令を認識し、事前に策定してあった対応マニュアルどおり、児童を避難させた。 一このことから ①「(a)のレベル」の過失に関しては、津波の襲来を予見していなければ、高台(日和尚公園)への避難を決定するはずがないので、津波が同小学校に襲来することを予見して避難を決定したといえる。 ②「(b)のレベル」の過失に関しては、大津波警報で津波襲来が予想され、対応マニュアルに規定されたとおり、第3次避難として児童を高台の市立女子校に移動、避難を検討したが、当時の状況を正しく評価、判断して見通しがきき児童の掌握も容易な日和尚公園に避難先を変更して同所に児童を避難させた。	日和尚公園への避難決定から津波襲来まで約35分程度の時間があつたものであり、その時点では児童は同公園に避難完了している	
4	4	湊小学校	吉野町1-3-21	①海からの距離は南に1,420m ②旧北上川からの距離は西に290m	0.7m	○ 到達時刻の記載なし	校門前の交番横から第1波が襲来し、校舎1階の天井部分まで浸水。	死亡1名(管理下外)	27頁	甲A170の1・2 甲A170の4・5 甲A171の1 甲A172の1 甲A173の4	× Z.58の4	×避難訓練(地震)実施計画(案)しか提出されていない(1)避難訓練(地震)実施計画(案)では、第1次避難場所を「机下」、第2次避難場所を「校庭」(Z.58の4の1枚目)と指定している。(2)避難訓練(地震)実施計画(案)として、避難時の約束「おさない かけない しゃべらない もどらない」(同頁)、「教師の指示に従って避難」(同2枚目)など指示されている。	校庭→(体育館へ移動指示)	校舎3階以上	校長	ラジオで「6mの大津波警報の情報を得た」ので校舎内の3階以上に避難決定しており、この放送が14:51にされているから同時刻頃には決定したといえる	◎教頭が、体育館へ避難させるように指示を出したが、ラジオで6mの津波警報の情報を得たので、急遽、校舎内への避難に変更し、校庭から校舎内への移動を開始した(証人尋問調書29-31頁)。	湊小学校は、標高は0.7mであるものの海から1,420m離れた場所に所在していたことから、津波の襲来を予見していなければ、校舎内の3階以上という高所への避難を決定するはずがない。 一このことから ①「(a)のレベル」の過失に関しては、津波の襲来を予見していなければ、「急速」校舎内の3階以上の高所への避難を決定するはずがないので、津波が同小学校に襲来することを予見して避難を決定したといえる。 ②「(b)のレベル」の過失に関しては、湊小学校の危機管理マニュアルの提出がないので、事前に定められた避難行動の基準は明らかにされていないが、同校の校舎は4階建て屋上に上られる校舎であるので、津波に対する事前対応を定めていなかったとしても、児童の安全が守られる条件が比較的整っていた。	二次避難が校庭であるから、校庭から校舎3階への避難であるから、それほど時間は要していない
5	5	湊第二小学校	大門町2-2-1	①海からの距離は南に741m ②旧北上川からの距離は西に670m	0.7m	○ 15:35頃	校舎1階に押し寄せ、天井まで浸水。家屋や自動車、丸太などが次々と1階に入り込んできた。	死亡3名(管理下外)	31頁	甲A170の1・2・5・6 甲A172の1 甲A173の5	◎ Z.58の5	◎「災害発生時における対応マニュアル」がある(1)避難訓練I実施計画(地震～授業中)では、第1次避難場所を「机下」、第2次避難場所を「校庭」(Z.58の5の1枚目(210頁)、5枚目(214頁))と指定している。(2)同計画には、「VTRを視聴して、地震や津波の恐ろしさについて考えさせる」、「避難の際には「おさない、はしゃがない、しゃべらない」(同頁)、「教師の指示に従って避難」(同2枚目(210頁)、5枚目(214頁))、「引き渡し」(同3枚目(212、213頁))などが指示されている。また、震度5弱以上の地震の発生と津波警報・注意報の発令を想定した「災害発生時における対応マニュアル」を作成しており(同11枚目)、この中で「学校災害対策本部」を設置し、その職務として「情報の収集(ラジオ・テレビ・震源地・震度・津波の有無)」と規定されている。(3)さらに、保護者が参加し、緊急時引き渡し訓練を実施している(同3枚目(212頁))。	校庭→二次避難場所変更(校庭各所に地割れ、待機に危険感じ)	校舎3階	校長	14:55頃	◎校庭の各所に無数の地割れがあり、二次避難場所(校庭)での待機に危険を感じたため二次避難場所を変更した。 ◎大津波警報の発令は分らなかったが、保護者から携帯電話で得た情報(大津波警報)を知らせてもらい、校舎3階に避難を決定。 ◎防災無線で、避難者は小中学校の体育館に避難するようアナウンスがあったが、校長の決定で校舎3階へ避難し、来校した避難者も校舎3階に避難するように誘導した。	湊第二小学校は、標高は0.7mであり海から741m離れた場所に所在していたことから、津波の襲来を予見していなければ、校舎内の3階以上という高所への避難を決定するはずがない。また、おそらく余震を怖がって「校舎への避難を渋る児童には、担任等から強く避難を促し、避難させ」ている。 一このことから ①「(a)のレベル」の過失に関しては、津波の襲来を予見していなければ、校舎内の3階へ避難を促して避難を決定するはずがないので、津波が同小学校に襲来することを予見して避難を決定したといえる。 ②「(b)のレベル」の過失との関係では、震度5弱以上の地震発生と津波警報等の発令を想定した「対応マニュアル」に従って災害対策本部が情報の収集を行い津波襲来を予想し、過去に保護者も参加した緊急時引き渡し訓練の経験に基づいて、児童を校舎3階という高所に避難させた。	14:55に校舎3階への避難決定し、15:35に津波が同小学校に襲来しているの、この間には児童全員が3階への避難が完了している。
6	6	釜小学校	大街道西2-5-1	①海からの距離は南に1,361m ②旧北上川からの距離は北西に130m	1.3m	○ 到達時刻の記載なし	校舎1階の教室が1.5mまで浸水。	死亡25名(うち下校中23名・学校管理外2名)	35頁	甲A170の1 甲A171の1・2・4 甲A172の1 甲A173の6	◎ Z.58の6	◎「在校中に地震災害が発生した場合の行動マニュアル」があり(第三次避難場所は明示されていないが、第三次避難開始についての記載あり)(1)釜小学校では、福井小学校、開北小学校、鹿妻小学校と同様に、「在校中に地震災害が発生した場合の行動マニュアル」(Z.58の6の4枚目(148頁))として、「頭部保護、机の下へ避難・椅子の脚を持つ」、第二次避難場所を「屋外へ避難(校庭へ)」とし、「危険地域では第三次避難開始」と定められている(Z.58の6の4枚目(148頁))。(2)同マニュアルには、校長はじめ教諭らの役割として「的確な指示を与える」「全校避難の指示(校長または代理)」的確な指示「おさない かけない しゃべらない もどらない」、「災害情報の収集・報道等を利用し、地震規模、余震情報、二次災害情報等を把握する。関係機関等から校区の被害、危険箇所等情報収集」児童の引渡し方法」(同頁)などが定められている。	校庭→体育館	体育館→校舎3階、4階	校長	15:05頃に校庭から体育館へ移動 15:15頃、校舎3、4階へ移動	15:15頃、大津波警報の発令を知り、児童と避難者を体育館から校舎3、4階へ移動させた。	釜小学校は、海から1,361m離れているが、旧北上川の支流から130mのところであり、15:15頃大津波警報の発令を知り、児童と避難者を体育館から校舎3、4階に避難させている。 一このことから ①「(a)のレベル」の過失との関係では、同小学校にも大津波警報(予想される津波の高さ6mの第1報)に基づき学校まで津波が襲来することを予見し、一旦、避難した体育館から高所の校舎3、4階へ児童を避難させたものといえる。 ②「(b)のレベル」の過失との関係では、校舎が4階建てであり、容易に高所避難ができる条件が整っていた学校であったことに加え、予め「行動マニュアル」に危険地域では第三次避難開始が定められていることから、大津波警報によって津波襲来を予想し、マニュアル中の「危険地域」と判断して児童を校舎3、4階という高所に避難させた。	15:15頃、海から1.3kmも離れているところにあるのに、大津波警報の発令を知り、児童と避難者を校舎3、4階に移動させていることからそれほど時間は要していない

※331及び332ページは、仮名処理のため欠番

※左記マスキング部分はC3

石巻市内の他校の「危険等発生時対処要領」作成及び地震発生後の避難等の状況一覧表

(各セルの色分けの意味は、一覧表の末尾の注1から注7を参照)

番号	地図上の番号(乙29の5頁)	学校名	所在地(石巻市)	海・河川からの距離	標高	津波到達の有無・その時刻	学校の被災状況		証 拠	危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)		二次避難	三 次 避 難					
							津波による浸水等の被災	児童等の被災		存否(証拠)	記 載 内 容		避難先の場所(地理的状況(山、建物上階等))	決定者	決定時刻等	避難決定の理由と経緯	決定者の津波到達についての認識と評価	移動時間
7	11	渡波小学校	渡波町1-5-22	①海からの距離は南に703m ②万石浦湾が石巻湾と繋がる河川との距離は東南東に560m	1.1m	15:45頃	校舎1階部分およそ1.5m浸水。	死亡7名(うち下校中4名・学校管理外3名)	『避難計画』(乙29の記載頁) 甲A170の2~4 甲A171の8 甲A172の1・2 甲A173の11	× 乙58の7	×避難訓練実施計画案(地震)しかない 避難訓練実施計画案(地震)には、第一次避難として「机の下に潜る 指示があるまで静かに待つ」次いで、校舎から避難「教師の指示に従って避難開始」おはし(おさない はしらない しやべらない)の約束の実施(乙58の7の1枚目(113頁)、2枚目(114頁)など指示されている。	校舎一校舎(検討中)	講堂	校長	15:05頃	15:00頃、大津波警報発令の情報が入り、講堂の安全は確保できたものの、校舎の安全は確認できない状況であったことから、講堂を三次避難先とした。 なお、大津波警報発令の情報が入ったため、再度校舎への安全確認を行った。	①「(a)のレベル」の過失に関しては、大津波警報の情報の入手し、再度、3階建ての校舎への移動を検討して職員に校舎の安全確認をさせているので、津波の襲来を予見してかかる判断をしたものといえる。 ②「(b)のレベル」の過失に関しては、渡波小学校には「危機管理マニュアル」は提出されていない。同校では15:45に津波を確認したが、校舎の防火扉が閉まっていた等から講堂から校舎への移動を断念した。しかし、講堂は、海抜3mあり校舎より2m程高い位置に建築されていること、講堂には一段高い舞台があるので、この時点の状況分析しながら講堂内の方が安全な場所と判断したものである。	記載なし
8	12	福井小学校	真野字八の坪116-1 福井中学校・福井幼稚園と隣接する敷地内にある。	①13.800m(真南に山越えの直線距離) ②2.300m(西側に新北上川までの直線距離) ③3.100m(東側に万石浦までの直線距離)	1m	到達せず		なし	53頁 甲A170の2・3 甲A171の5 甲A172の2 甲A173の12	○ 乙58の8	◎「危機管理の手引き」があり(第三次避難場所は明示されていないが第三次避難開始についての記載あり) (1)福井小学校では、釜小学校、開北小学校、鹿妻小学校と同様に、「危機管理の手引き」には、(釜小学校とほぼ同じ文面の「チャート」が記載されている)在校中に地震災害が発生した場合、第一次避難として「頭部保護、机の下へ避難、椅子の脚を持つ」、第二次避難場所を「屋外へ避難(校庭へ)」「危険地域では第三次避難開始」としている(乙58の8の9枚目(7頁))。 (2)同マニュアルには、校長はじめ教諭らの役割として「的確な指示を与える」「全校避難の指示(校長または教頭)」「的確な指示、はしらない しやべらない 押さない」「災害情報の収集・報道等を利用し、地震規模、余震情報、二次災害情報等を把握する。」「関係機関等から校区の被害、危険箇所等情報収集」「児童の引渡し方法」(同頁)などの指示がある。 (3)また、地震避難訓練では、保護者が参加し、引き渡し訓練も併せて実施している(同1枚目(102頁))。	校庭	体育館	記載なし	15:20(石巻市の防災行政無線で大津波警報発令を聞きすぐに)	記載なし	①「(a)のレベル」の過失に関しては、同校に津波が襲来する危険は少ないと判断したことは不合理ではないが、15:20に大津波警報発令を防災行政無線で認知して、児童を体育館に避難させていることから、少なくとも津波襲来の危険があることは予見していたといえる。 ②「(b)のレベル」の過失に関しては、同校には「危機管理の手引き」があり、同手引きには危険地域では第三次避難開始と規定され、防災行政無線の大津波警報発令を聞き、直ちに児童を体育館(ギャラリー等の高所のフロアある)に避難させているもので、同手引きにしたがって行動をとっている。	記載なし
9	15	開北小学校	大橋1-2-1	①海からの距離は南に3,094m ②旧北上川からの距離は北に210m(北側に校舎があるので校舎との距離)	0.5m	17:30頃	校舎1階床上10cm浸水。	なし	65頁 甲A170の1・2 甲A171の3・5 甲A172の1 甲A173の15 甲A176	◎ 乙58の9	◎「在校中に地震が発生した場合の行動マニュアル」及び「危機管理マニュアル」があり三次避難場所一学校外の指定された避難場所との記載あり (1)開北小学校も、釜小学校、福井小学校、鹿妻小学校と同様に、在校中に地震災害が発生した場合の行動マニュアルには、(釜小学校、福井小学校とほぼ同じ文面の「チャート」を使用している)、第一次避難として「頭部保護、机の下へ避難、椅子の脚を持つ」、第二次避難場所を「屋外へ避難(校庭へ)」「危険地域では第三次避難開始」など定めている(乙58の6の1枚目(7頁-30))。 (2)第一次避難は「校舎内」、第二次避難は「校庭」、第三次避難については、「学校が災害等の危険地域にある場合は、学校外に指定された避難場所へ避難する(校外)」と定め、第三次避難を想定する状況として「校庭等が避難場所として不適当と思われる学校」「避難開始時期 地震による二次被害が発生したり、その危険が予想される場合」とし、さらに、「広域避難地にも避難住民や児童生徒の引き取りの保護者等が集まってくるので、混乱がおりやすい」状況であることも想定している。また、避難時の教職員の指示、児童の行動に関し「教職員の指示に従って行動し、自分勝手な行動はとらない」「危険を回避するために教職員の指示に従って行動するよう指導を徹底する」ことなどを定めている(同8枚目(7頁-36))。 (2)さらに、保護者が参加し、引き渡し訓練を実施している(同16頁(行-39))。	校庭	校舎2階、3階	校長	15:00頃	カーラジオで大津波警報発令の情報を得たため。	①「(a)のレベル」の過失に関しては、開北小学校にも津波が襲来することを具体的に予見して、高所の校舎2、3階へ児童及び近隣住民を避難させたものといえる(この点は、甲A176の同小学校校長の手記に詳細が述べられている)。 ②「(b)のレベル」の過失に関しては、「在校中に地震が発生した場合の行動マニュアル」及び「危機管理マニュアル」があり、「行動マニュアル」では、危険地域では第三次避難を決定すべきことが規定されているし、同校長は、積極的に情報を収集し、かつ、過去の知見・経験に照らして冷静かつ合理的に分析、判断を行い、第三次避難として校舎2、3階への避難が最も合理的と判断して、児童らを同所に避難させた(甲A176)。	記載なし
10	16	万石浦小学校	渡波字境釜1-1	①海からの距離は南に1,550m ②万石浦湾が石巻湾と繋がる河川との距離は南東に420m	3m	到達せず		なし	67頁 甲A170の2~4 甲A172の2 甲A173の16	○ 乙58の10	○「危機管理の手引き」が存在する (1)「危機管理の手引き」には、第一次避難「机の下など」、休み時間校庭にいる場合には「体を低くして、校庭の中央」「近くの教室」、校長(教頭)の決定と指示により、第二次避難が必要な場合には「校舎外避難」と定めている(乙58の10の1枚目(115頁)、同2枚目(105頁)、同5枚目(4頁))。 (2)避難中の注意事項(先生の指示に従う、お・は・し・もを守る等)、児童引き取りの注意等は他校と同様である。	校庭	万石浦中学校の校舎3階(万石浦小学校よりさらに内陸部)	記載なし	15:25頃	職員が携帯電話で大津波警報発令を確認したため	①「(a)のレベル」の過失に関しては、海から1.5kmもはなれた小学校にも津波襲来の具体的な危険があることを予見したからこそ、さらに海と河川から遠い地点にある、万石浦中学校に児童を移動させ、同中学校校舎3階に避難させたのであるから、同小学校に津波が襲来することを予見してこのような決定をしたといえる。 ②「(b)のレベル」の過失に関しては、「危機管理の手引き」が存在し、同手引きでは第二次避難として校舎外へ誘導した後、「二次災害の危険性等」について情報収集を義務づけており(乙58の10、手引き4頁)、職員が携帯電話で入手した大津波警報発令の情報によって、さらに内陸部の万石浦中学校へ移動させ、同校校舎3階という高所へ児童を避難させたといえる。	記載なし
11	17	大街道小学校	大街道南1-3-1	①海からの距離は南に1,067m ②旧北上川の支流からの距離は北西に840m	1.5m	16:10頃	校舎1階床上4~5cmまで浸水。	死亡2名(管理下外)	71頁 甲A170の1・6 甲A171の1 甲A172の1 甲A173の17	× 乙58の11	×避難訓練(大地震想定)実施計画案しか提出されていない (1)避難訓練(大地震想定)実施計画案では、一次避難「机の下にもぐる」、二次避難では、担任の指示に従い「校庭」へ移動と指示している(乙58の11の3枚目(8-41))。 (2)避難の際は、「担任の指示に従い」「お・は・し・も」の約束を守り」と指示し、校庭避難後の保護者への児童引き渡しの訓練が実施されている(同頁、同4枚目(8-42))。 (3)避難中の注意事項(先生の指示に従う、お・は・し・もを守る等)、児童引き取りの注意等は各小学校と同様である。	体育館	校舎2階、3階	教頭 ※校長不在(年休)のため	15:50頃	15:10以降、防災無線から「大津波警報」を聞き、その後「体育館から校舎2・3階に第三次避難を決定していること」から大津波警報の情報が決定の理由といえる	①「(a)のレベル」の過失に関しては、上記の地理的条件及び学校の校舎・設備の状況にもかかわらず、体育館からさらに高所の校舎2、3階へ児童を避難させた以上、大街道小学校まで津波が襲来することを予見してそのような決定をしたものといえる。 ②「(b)のレベル」の過失に関しては、同校については「危機管理マニュアル」の提出はされていないものの、入手した情報に基づき、津波襲来の予測に基づき、同校に津波が襲来したとしても児童の安全が確保できる高所である校舎2、3階へ児童を移動させて、その安全を確保する行動に出ることにより、学校組織としての安全確保義務を履行している。	15:50~津波襲来の16:10までの間には第三次避難は完了している
12	18	中里小学校	中里5-7-1	①海からの距離は南に3,270m ②旧北上川からの距離は北北西に270m	2m	到達時刻の記載なし	校庭浸水、体育館床下浸水。	なし	75頁 甲A170の1・2 甲A171の2~5 甲A172の1 甲A173の18 甲A174の11	○ 乙58の12	○「学校管理マニュアル」がある (1)避難訓練、I地震による避難(基本原則)、(2)指導計画によれば、「机の下に隠れるように指示をする」揺れが収まった後「先生の言うことをよく聞いて校庭に避難」と指示されている(乙58の12の2枚目(8-43))。 (2)また、「学校管理マニュアル」によると、校長(教頭)による「校舎外避難の決定と指示」「校舎外へ誘導」「校舎外避難後の対応決定」のもと、「校舎施設の被害状況の把握、情報収集(二次災害の危険性等、地域の被害等)、教育委員会へ連絡、保護者等からの照会に対する対応」を行う旨、指示されている(同7枚目(15頁))。 (3)災害時児童引き渡し訓練を実施し(同4枚目(9-14))、避難中の注意事項(先生の指示に従う、お・は・し・もを守る等)は、各小学校と同様である。 (4)同校の「学校管理マニュアル」の15頁では、手書きで「津波発生 校舎3階へ避難」との記載がある。	校庭	校舎玄関先一校舎内(保護者到着までの間)同校の「学校管理マニュアル」15頁の手書きの記載(左欄参照)が、実際の避難行動の結果を記載したものである場合は、校舎3階へ避難したものであり、乙29の記載は不正確といえる	記載なし	15:20	津波と余震を考慮して決定	①「(a)のレベル」の過失に関しては、大津波警報の情報を入手したことは明記されていないが、「津波と余震を考慮して」児童を第三次避難(校舎玄関先・校舎3階)をさせていることから、中里小学校でも、津波の襲来の具体的な危険を予見していたものといえる。 ②「(b)のレベル」の過失に関しては、「学校管理マニュアル」において、「二次災害の危険性等について」の情報収集義務を規定しており、これを踏まえて「津波と余震を考慮して」第三次避難を決定しているため、マニュアルに従った情報収集と判断を實踐したものである。	記載なし

石巻市内の他校の「危険等発生時対処要領」作成及び地震発生後の避難等の状況一覧表

(各セルの色分けの意味は、一覧表の末尾の注1から注7を参照)

番号	地図上の番号(乙29の5頁)	学校名	所在地(石巻市)	海・河川からの距離	標高	津波到達の有無・その時刻	学校の被災状況		『避難針盤』(乙29の記載頁)	学校の位置・地理的条件及び環境に関する証拠	危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)		二次避難	三 次 避 難				
							津波による浸水等の被災	児童等の被災			存否(証拠)	記載内容		避難先の場所(山、建物、上階等)	決定者	決定時刻等	避難決定の理由と経緯	決定者の津波到達についての認識と評価
13	19	鹿妻小学校	鹿妻北2-2-1	海からの距離1,031m	2m	到達時刻なし	昇降口、1階教室の一部の校舎床上1cm程度の浸水。 津波到達(約1.3m)と記載あり(乙29の79頁)、校庭の浸水高は約1.3m。	死亡4名(うち下校中1名・学校管理外3名)	79頁 甲A171の8 甲A172の2 甲A173の19	◎ 乙58の13	◎マニュアルあり(第三次避難開始についての記載あり) (1)釜小学校、福井小学校、開北小学校と同様に「(22年度)危機管理マニュアル(災害の場合)」には、在校中に地震災害が発生した場合の行動マニュアルが作成され(釜小学校、福井小学校等とほぼ同じ文面の「チャート」を記載している)第一次避難として「頭部保護、机の下へ避難、机の脚を持つ」、第二次避難場所を「屋外へ避難(校庭へ)」とし、「危険地域では第三次避難開始」など定められている(乙58の13の8枚目)。 (2)同マニュアルには、校長はじめ教諭らの役割として「的確な指示を与える」「全校避難の指示(校長または教頭)」「的確な指示(はしらない、しゃべらない、押さない)」「災害情報の収集・報道等を利用し、地震規模、余震情報、二次災害情報等を把握する。」「関係機関等から校庭の被害、危険箇所等情報収集」「児童の引渡し方法」(同マニュアル)などの指示がある。また、鹿妻小学校では、地震・災害の規模に応じた非常配備体制が定められている(同6枚目)。 (3)避難訓練時に、引き渡し訓練も併せて実施している(同1枚目(16-1))、避難中の注意事項(先生の指示に従う、お・か・しを守る等)は、各小学校と同様である。 (4)同マニュアルには、「大雨・洪水・大雪・暴風・高潮・津波警報」で広範囲の災害が予想される場合には、教職員を「第3次配備」すること定められている(同マニュアル3枚目)。	校庭 体育館一階 校舎2階、3階	校長	時刻不詳	降雪のため校庭から体育館に移動したが、近隣住民により津波襲来の情報が寄せられたため体育館ギャラリー、校舎2階、3階へ移動	鹿妻小学校は、海から1km以上離れた2階建ての校舎の学校であったが、近隣住民により津波襲来の情報を寄せられたことにより、第二次避難場所の体育館一階体育館ギャラリーそして校舎2、3階へ移動を決定した。 一このことから ①「(a)のレベル」の過失に関しては、鹿妻小学校も住民からの情報に基づいて津波が襲来することを予測してかかる決定をしたものといえる。 ②「(b)のレベル」の過失に関しては、同校の「危機管理マニュアル」では、津波警報の発令された場合は第3次配備をすること、危険地域では第三次避難を開始することが定められていたことから、同マニュアルの要請にしたがって近隣住民からの情報により、津波の襲来を予測し、より高台への移動により児童を避難させたものといえる。	記載なし	
14	20	飯野川第一小学校	相野谷字旧屋敷56	①海(北上川の河口)からの距離14,000m ②北上川からの距離は南南東に420m	4m	到達せず	なし	81頁 甲A171の9 甲A172の3 甲A173の20 甲A252	◎ 乙58の14	◎表紙は提出されていないが「危機管理マニュアル」が存在し(乙58の14の16~18頁は他校のマニュアルと同じ体裁である)、かつ同校は「高台への避難路」が整備されている(甲A131)。 (1)飯野川第一小学校の「危機管理マニュアル」は「地震・津波発生」時の対応を規定したものである。 (2)「危機管理マニュアル」を前提に、同校の業間時避難訓練(地震)実施計画、大規模地震時想定避難・引き渡し訓練実施計画には、1次避難として教室にいる場合には「机の下」、校庭の場合は「校庭の真ん中に集まりまわす」、廊下・体育館では「近くの教室に入って机の下」と指示し、揺れがおさまった後の2次避難では、「先生の指示に従い、校庭に避難」とされている(乙58の14の1枚目(30-1)、同6枚目(16-2)、同7枚目(16-3))。また、「避難後の安全確保として「高台」との定めがされている(同13枚目(16頁))。 (3)また、同計画によれば、中里小学校同様、校長(教頭)による「校舎外避難の決定と指示」、「校舎外に誘導」、「校舎外避難後の対応決定」、「避難後の安全確保高台」、「校舎施設の被害状況の把握、情報収集(二次災害の危険性等、地域の被害等)、教育委員会へ連絡、保護者等からの照会に対する対応」を行う旨、指示されている(同頁)。 (4)避難中の注意事項(先生の指示に従う、お・か・しを守る等)、児童引き取りの注意等は各小学校と同様である。	校庭	教頭	時刻不詳	乙29には第三次避難についての記載はないが、飯野川第一小学校の当時の教頭の説明では地震発生後に教職員が情報収集をしながら児童をタクシーに乗せて高台へ避難させた(甲A130)	飯野川第一小学校は、北上川河口から直線14km以上(大川小学校からさらに10km以上)上流に位置する3階建ての校舎及び裏山に避難路が整備されている学校であったが、それにもかかわらず、タクシー無縁による情報という少ない情報ながら、自動車による児童の高台避難をさせている。 一このことから ①「(a)のレベル」の過失に関しては、教頭には津波が北上川を遡上して、同小学校にも襲来する具体的な危険の予測があったからこそ、かかる対応を取ったものといえる。 ②「(b)のレベル」の過失に関しては、飯野川第一小学校では、大川小学校と同じく、危機管理マニュアルが「津波」を想定したのもとなっており、かつ、裏山に避難路が整備されていたし、避難訓練実施計画で児童の安全確保が「高台」として定められていたことから、タクシー無縁を利用した情報収集で津波の襲来を予測して、同マニュアルと事前の訓練に従って、児童を高台へ避難させる等の対応をとったものといえる。なお、児童保育の児童が同日、体育館泊をしているが、それは津波が同校近くに到達した際の状況を踏まえた判断ということができる。	記載なし		
15	25	雄勝小学校	雄勝町雄勝掌小淵38	海からの距離は313m	3.3	到達時刻なし	2階建て校舎の屋上を越える浸水。	死亡1名(管理下外)	95頁 甲A171の10 甲A172の3 甲A173の21	◎ 乙58の15	◎三次避難場所→新山神社境内 (1)雄勝小学校の「危機管理マニュアル」は提出されていないが、提出された乙58の15の避難訓練実施計画(地震・引渡)を前提にすれば、同校に津波を想定した「危機管理マニュアル」が存在していることは客観的に明らかである。そうでなければ、同訓練実施計画の立案も実施もできない。同小学校は校舎全体が津波に襲われ「マニュアル」が浸水されたことから、提出がないと考えられる。 (2)避難訓練実施計画には、地震及び津波を想定した訓練が実施されており、第一次避難「机の下」、第二次避難「校庭ヤングジム前」、津波に備え、第三次避難場所を「新山神社境内」とし、第二次避難終了後、同境内の安全確認を行い、津波警報発令後、同境内へ第三次避難を開始する旨、指示されている(乙58の15の1枚目(218頁)、同3枚目(220頁))。 (2)さらに同計画には、第三次活動について、「第三次避難(教頭)」「校長は津波警報の発令に伴い第三次避難を指示する。」「校長は情報を総合して引き渡し体制を敷くことを判断し、教頭とおして全職員に伝える。」と定めている(同2枚目(219頁))。児童を保護者に引き渡す際の指示もなされている(同4枚目(221頁))。 (3)避難中の注意事項(先生の指示に従う、お・か・しを守る等)は他校と同様である。	校庭	校長	14:55頃、新山神社へ移動 15:00頃、新山神社よりさらに高台の忠魂碑の所へ移動 15:00頃～念には念を入れて第四次避難としてさらに裏山を上り、裏山中腹で児童を待機させた 15:25頃大津波襲来、さらに裏山を登りクリーンセンターを目指した	雄勝小学校は、海から300m程度のところに位置し、校舎は大川小学校と同じ2階建ての校舎の学校であったが、同校では最初の地震の揺れで、校庭から高台の新山神社に移動し、その後、かなりの大津波を予測して、さらに高台の地点に移動している。 一このことから ①「(a)のレベル」の過失に関しては、雄勝小学校に津波が襲来することを予測し、高台避難行動を決定したことは明白である。 ②「(b)のレベル」の過失に関しては、あらかじめ定められたマニュアルでは「津波警報発令後」となっているが、更に早く地震の揺れだけで「津波のおそれがある」と判断して、マニュアルに定められている「新山神社」へ児童を移動させ、その後、さらに高台の忠魂碑、そして津波の情報を得て、児童を裏山のさらに高所に上らせて避難させたものであり、事前の定めにしたがって、さらに状況を正しく把握して、児童の安全を確保する行動をとっている。	14:55から移動を始め、最終的にクリーンセンターには16:30頃到着		
16	26	船越小学校	雄勝町船越字天王山43	海からの距離は214m	6.7m	15:25頃	校庭まで押し寄せ、校舎3階の床面から約30cmまで浸水。	なし	99頁 甲A171の11 甲A172の8 甲A173の22	× 乙58の16	×避難訓練(地震想定)実施計画しか提出されていない (1)避難訓練(地震想定)実施計画には、第一次避難場所として「近くの安全な場所(教室・机の下・体育館・水銀灯のない、中央付近など)」、第二次避難「第一次避難場所より校庭へ」と指示されている(乙58の16の1枚目(129頁))。 (2)避難中の注意事項(先生の指示に従う、お・か・しを守る等)は他校と同様である。	校庭	校長	14:53頃、教員の所持しているスマートフォンで震源を宮城県沖とする「宮城県沖地震」が起きたと認識 14:55頃、防災無線で「3mの津波警報」が放送され始めたことを認識 15:05頃住民から「港で潮が引き始めた」との連絡あり、船越小学校の南の島の頂上に向かって避難開始 15:15頃、島の頂上に到着し、待機 15:25頃、津波が校庭まで襲来 17:00頃、島の頂上から住民の車に分乗して「老人憩いの家」に避難	船越小学校は海から200m程度に位置し、3階建ての校舎の学校であったが、地震の揺れが収まった直後の14:53頃、教員の所持しているスマートフォンで震源を宮城県沖とする「宮城県沖地震」が起きたと認識し、また15:06頃、住民から「港で潮が引き始めた」との連絡を得たことをもって学校近くの学校の南の島の頂上方向に向かって避難している。 一このことから ①「(a)のレベル」の過失に関しては、船越小学校の校長らは津波の襲来を予測し、津波から児童を守るために南側にある島の頂上を目指して児童を高所へ避難させたことは明白である。 ②「(b)のレベル」の過失に関しては、同小学校の校舎が3階であっても、海からの距離の近さ、教員のスマートフォンで情報を収集し、それを正しく評価、判断して津波の襲来を予測して、ただちに高所への避難をさせている。	14:55から移動を始め、15:25に校庭に津波襲来時までは、島の頂上に避難完了している。		
17	27	大須小学校	雄勝町大須字大須251-2	海からの距離は130m	41m	到達せず	なし	103頁 甲A171の12-13 甲A172の8 甲A173の23	× 乙58の17	×避難訓練(地震想定)実施計画しか提出されていない (1)避難訓練(地震)計画には、地震発生時、第一次避難姿勢(その場にしゃがむ、机の下に潜るなど)をとらせ、「校庭」へ第二次避難をする旨、指示されている(乙58の17の1、2枚目(137、138頁))。 (2)避難中の注意事項(先生の指示に従う、お・か・しを守る等)、児童引き取りの注意等は他校と同様である。	校舎昇降口前	校長	15:00頃	○大津波警報が発令され、大津波の恐れがあるため。 ○校舎3階への避難後、15:20～15:30頃宇島島港、熊沢漁港に10m以上の大津波を現認	大須小学校は、太平洋に面して海岸から130mの距離にある学校であるが、海抜41mの高所に3階建て(一部4階)の校舎の学校であったが、大津波警報の情報を得て「大津波の恐れがある」と判断して同小学校の校舎3階に児童を避難させている。 一このことから ①「(a)のレベル」の過失に関しては、同校まで津波が到達する危険が非常に高いとの認識をもち、さらに高所の校舎3階への避難をしたことは明かである。 ②「(b)のレベル」の過失に関しては、同小学校の地勢的な状況を前提に、児童の安全確保の観点から、確実な避難行動に出ているものである。	校舎の昇降口前から3階への移動であるので、15:00の1、2分後には避難完了している。		
18	37	相川小学校	北上町十三浜字相川100	海からの距離は153m	2.9m	15:15頃	学校周辺に押し寄せ、3階建て校舎の屋上まで浸水。	死亡1名(管理下外)	137頁 甲A171の20 甲A172の9 甲A173の33	◎ 乙58の18	◎「災害対応マニュアル」(乙58の18、諸規定9-20)があり、避難訓練実施計画案では三次避難場所→校舎の裏山の神社周辺とされている (1)「災害対応マニュアル」では、(2)避難訓練(地震・津波)実施計画(案)には、初期避難「机の下」、第一次避難「校庭中央」、津波の恐れがある場合は、状況判断して、第二次避難「校舎3階(音楽室)」…校舎の被害が少ない場合「校舎の裏山の神社周辺→校舎に避難する」が危険な場合を選択すると定められている(乙58の18の行事-12の頁)。 (3)同計画では、一次避難「校庭」への避難完了後、津波が来ることを想定し、「担任の先生の指示を聞いて学校裏山に1年生から避難を開始する旨、指示がなされている(同2枚目(行事-11))」。 なお、避難時の注意事項は他校同様(おはしの徹底、担任の指示など)である(同頁)。 (4)また、災害対応マニュアルでは、地震の規模に応じた教職員の配備が定められ、各種安全確認、情報収集等のそれぞれの役割が示されている(同4枚目(諸規定9-20))。	校庭	校長	14:49津波への警戒感をもった 14:50頃、職員のカラオケで津波情報を確認し、10分程で校舎東側の高台にある神社(津波の場合の避難場所)へ移動を決定(甲A168の294頁) 15:15頃、学校周辺に津波が押し寄せ、さらに高台を目指し、子育て支援センターまで裏山を登る決定をした(甲A168の294頁)	地震の揺れが収まった14:49には、津波への警戒感を持ち、さらに職員のカラオケで津波情報を確認したため	相川小学校は、海から150m程度の地点に位置する3階建て(屋上上がれる)校舎の学校であったが、地震の揺れが収まった直後には、津波が襲来することについて警戒感を持ち、すぐに情報収集としてカラオケを聞き、津波情報を確認したため裏山(高台)避難を決定した。 一このことから ①「(a)のレベル」の過失に関しては、津波の襲来を具体的に予測して、児童の安全確保のために校舎東側の高台にある神社に移動させて避難させたことは明白である。 ②「(b)のレベル」の過失に関しては、地震の揺れ自体で津波の襲来に警戒し、さらにその後の情報収集を行い入手した情報に基づき津波情報を確認して、事前の訓練のとおり、学校の東側の高台にある神社に児童を避難させている。	○14:50には裏山に移動を開始し、15:15分の津波襲来時には、児童全員が高台の裏山に避難完了している。 ○相川小学校の裏山への避難では、大川小学校裏山のダルマツ山と同様かあるいは更に急峻な竹林を登坂して避難している(甲A169の14頁の上の写真、甲A168)	

※左記マスキング部分はX

石巻市内の他校の「危険等発生時対処要領」作成及び地震発生後の避難等の状況一覧表

(各セルの色分けの意味は、一覧表の末尾の注1から注7を参照)

番号	地図上の番号(乙29の5頁)	学校名	所在地(石巻市)	海・河川からの距離	標高	津波到達の有無・その時刻	学校の被災状況		証 拠	危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)		二次避難	三 次 避 難						
							津波による浸水等の被災	児童等の被災		『避難針盤』(乙29の記載頁)	学校の位置・地理的条件及び環境に関する証拠		存否(証拠)	記 載 内 容	避難先の場所(山、建物上階等)	決定者	決定時刻等	避難決定の理由と経緯	決定者の津波到達についての認識と評価
19	38	橋浦小学校	北上町長尾字松崎1	①海(北上川の河口)からの距離は5,000m ②北上川からの距離は南に1120m	2m	到達せず	なし	139頁	甲A171の21-22 甲A173の34	× 乙58の19	×避難訓練(地震想定)実施計画しか提出されていない 地震想定避難訓練実施計画には、1次避難「机の下」揺れが収まった後、2次避難開始と指示されている(乙58の19の1枚目(54-1))。2次避難開始に関する記載はあるが場所の記載はない。	校庭	校舎3階から屋上へ	記載なし	15:20	地域住民から釜谷崎の堤防が津波により決壊したとの情報を聞き、校庭から校舎3階、屋上へ児童を避難させている。	一このことから ①「(a)のレベル」の過失に関しては、橋浦小学校に津波が襲来すると予見して、高所の校舎3階、屋上へ児童を避難させたことは明白である。 ②「(b)のレベル」の過失に関しては、北上川から1km以上離れた学校であったので、堤防が決壊したとの情報で高所避難を未実行したことは、情報を的確に分析、評価し、学校として児童の安全を守るべき義務を誠実に果たしたものである。	校庭から校舎3階・屋上への移動であり、1.2分で完了している。	
20	39	吉浜小学校	北上町十三浜字東田50-3	海からの距離は167m	1m	15:15頃	3階校舎の屋上まで浸水。	死亡7名(全員下校中被災)	141頁	甲A171の23 甲A172の3-9 甲A173の35	◎ 乙58の20	◎「大地震による津波の発生時の対応について」とのマニュアルがあり、三次避難場所→大盤平・学校裏から電子工場跡地と規定されている (1)避難訓練実施計画～地震、津波・授業中～には、第1次避難「地震音(放送)」により地震の発生を知らせる「地震音により黙って机の下に避難する」、第2次校内放送による避難指示により「避難場所へ避難開始(校庭中央)」、第3次「大津波警報をうけて、高台への避難を指示」1年生から駆け足で避難する」と定めている(乙58の20の1、2枚目(111、112頁))。 (2)なお、第3次場所「高台」とは、「大盤平・学校裏からのぼり、電子工場跡地まで」と指定されている(同2枚目(112頁)、9枚目(20頁))。 (3)さらに、吉浜小学校では「大地震による津波の発生時の対応について」として、地震発生率が極めて高いことを挙げ、災害に対する措置の準備が急がれるとし、「地震、津波に関する情報の伝達」「津波の注意報、警報、避難勧告、避難指示が発令された場合のそれぞれの局面に応じた対応を定め(同6枚目(159頁))、また、地震発生後の津波避難「高台(大盤平)への誘導分組も定めている(同9枚目(20頁))」。 (4)避難中の注意事項(先生の指示に従う、お・は・し・もの徹底等)、児童引き取りの注意事項は他校と同様である。	校庭	校舎3階音楽室 一校舎屋上	校長	15:05石巻市北上支所の公民館長が「大津波警報が出たからすぐに上へ」と声をかけた 15:06頃、公民館長のこの情報から3階音楽室へ移動を決定。 15:15頃、津波が襲来したので、3階から校舎屋上へ移動	15:05頃、北上公民館長から「大津波警報が出たからすぐに上へ」と声をかけられたため、その直後に校舎3階へ避難した。	一このことから ①「(a)のレベル」の過失については、上記の公民館長の情報から吉浜小学校に津波が襲来することを予見したことは明かであり、だからこそ児童の安全を守るために校舎3階に避難させたものである。 ②「(b)レベル」の過失に関しては、同小学校には「大地震による津波の発生時の対応について」とのマニュアルがあり、このマニュアルに従って「高台」への避難を実行したものである。マニュアルでは第三次避難場所は、大盤平・学校裏から電子工場跡地と規定されているが、公民館長の「すぐに上へ」との情報から、移動に最も時間の掛からない同校校舎3階への避難を決定したものである。	校庭から校舎3階への移動であり、1.2分で完了している。
21	41	大原小学校	大原浜大光寺1	海からの距離は150m	18m	到達時刻の記載なし	校庭、校舎まで津波は到達せず、校庭より2m下まで浸水。	なし	145頁	甲A171の26 甲A172の14 甲A173の37	× 乙58の21	◎「自然災害に備えてく保護者、教職員用」と題するマニュアルがある。 (1)このマニュアルには、「津波等の二次災害の危険性、地域の被害等」について情報収集すべきことが規定されている(同マニュアル8頁)。 (2)避難訓練(地震)実施計画には、第一次避難「各教室の安全な場所(机の下等)」、第二次避難「校庭動物小屋前等」を指定している(乙58の21の1枚目(4-42))。 (3)避難中の注意事項(先生の指示に従う、お・し・かの徹底等)、児童引き取りの注意事項は他校と同様である。	校庭	体育館(標高24m:Google Earthの計測)	記載なし	①15:00津波の恐れと降雪のため、体育館に移動 ②ラジオの情報を基に津波の状況を校庭から見守りながら、消防署から校舎2階への避難の指導があったが、校舎内にガラス片が散乱していたので、万が一大きな波が来た場合に対応できるように、校庭での避難を継続 ③15:30津波第1波到達 ④15:50第2波が第1波より高所まで到達 ⑤16:20第3波到着まで児童に津波の状況知らず、体育館の裏山への避難もあり得ると話した。 ⑥16:30第3波到達。校庭の2m下まで追ったので、児童を体育館に避難させた。	津波の恐れと降雪のため体育館に移動を決定	一このことから ①「(a)のレベル」の過失に関しては、少なくとも大原小学校に津波が襲来する具体的危険がかなり高いことを予見しており、しかし、同学校の地理的条件等を前提に、つぎに情報を収集しながら結果回避可能な状態(さらなる高所避難)をとり続けた。 ②「(b)レベル」の過失に関しては、マニュアルに規定されている通りの津波に関する情報収集を行いながら、いつでも高所避難が可能な状態を維持していたといえる。	記載なし
22	56	大川中学校	針岡字山下61	①海(北上川の河口)からの距離は5,800m ②北上川からの距離は北側に120m(北側に校舎があり、校舎の中心からの距離)	3m	到達時刻の記載なし	校舎1階が約1m浸水。	死亡3名(管理下外)	197頁	Z4の63頁 甲A171の21 甲A172の3 甲A251 甲A252 大川小学校と大川中学校との距離は、学校の正門の間の直線距離で計測すると約1,400mである。	◎ 甲A233(大川中:災害対策要領) 甲A234(大川中:地震・津波対応マニュアル)	◎「災害対策要領」及び「地震・津波に備えた学校の対応マニュアル」があり、この中で三次避難場所(同校のマニュアルの記載では第二次避難→津波の危険があるので校舎3階へ避難と記載されている)。 1. 大川中学校には「災害対策要領」(甲A233)と「地震・津波に備えた学校の対応マニュアル」(甲A234)の2種類の規程が存在している。 2. 災害対策要領6条では、校内に災害対策委員会を置き、同委員会が災害対策マニュアルを作成し、教職員及び生徒にこれを周知する義務が規定され、第7条では、校長は大規模な災害が発生し又は発生が予想される場合には、直ちに校内災害対策本部を設置するとともに、校内災害対策配置態勢を発するものと規定している。対策本部の構成及び担当業務は、校長が本部長、教頭及び教務主任が副本部長、その他の教職員が本部長と規定されており、震度4以上の地震が発生した時は第一配備態勢(校長、教頭、教務主任、事務職員及び用務員を配備)、震度5弱以上の地震が発生した時は第二配備態勢(校長、教頭、教務主任、事務職員及び用務員を配備)、震度6弱以上の地震が発生した時は第三配備態勢(記載はないが、第二配備態勢と同じと考えられる)をとることが規定されている。 3. 地震・津波に備えた学校の対応マニュアルの内容 (1)地震発生→安全確保【その場】→避難誘導→第一避難【校庭へ】とされ、次に「火災・津波・土砂崩れ・ガス爆発等で校庭等が危険な時は、安全確認し、第二次避難として【校舎3階へ】避難誘導を行うこととされている。 (2)また、生徒に対する対応では、校庭等への安全な場所への避難をさせた後、上記の第二次避難については「津波の危険があるので校舎3階へ避難」することが規定されていることなどからして、大川中学校では学校組織として、津波の未襲を予想して、来襲時に生徒の安全を確保するための具体的手順と規範を定めていた。	卒業式が終了し生徒は全員下校済み 学校にいたのは教職員11名のみ	記載なし	14:50頃 教職員は校舎から校庭に避難	記載なし	一このことから 「(b)のレベル」の過失に関しては、小学生児童より要保護性が低い中学生の安全確保のマニュアルであるにもかかわらず、あらかじめ「津波」を想定し、それに「備えた学校の対応マニュアル」を策定、準備していた点、同校の「災害対策要領」では、震度5弱・強の地震が発生したときは第二配備態勢(校長、教頭、教務主任、事務職員及び用務員を配備)、震度6弱以上の地震が発生した時は第三配備態勢(記載はないが、第二配備態勢と同じと考えられる)をとることが規定されていた点、そして「地震・津波に備えた学校の対応マニュアル」では、(1)地震発生→安全確保【その場】→避難誘導→第一避難【校庭へ】とされ、次に「火災・津波・土砂崩れ・ガス爆発等で校庭等が危険な時は、安全確認し、第二次避難として【校舎3階へ】避難誘導を行うこととされており、(2)また、生徒に対する対応では、校庭等への安全な場所への避難をさせた後、上記の第二次避難については「津波の危険があるので校舎3階へ避難」することが規定されていることなどからして、大川中学校では学校組織として、津波の未襲を予想して、来襲時に生徒の安全を確保するための具体的手順と規範を定めていた。	記載なし	

注1:石巻市が津波発生時の「避難場所」に指定している学校については、番号欄を緑色にしてあるが、本一覧表記載の学校22校はすべて避難場所に指定されている(乙4、乙55の1～6記載の各地区の「避難場所一覧表」参照。)

注2:「学校名」「所在地」欄のセルが薄いピンク色のものは、第三次避難をしたことが乙29の記載その他の証拠から分かる学校である。

注3:「海・河川からの距離」及び「標高」欄のセルの色が薄いものは、1審被告石巻市から提供された資料の数値であり、同被告は海からの距離は争わないものと考えられる。河川からの距離は、注4と同じ。

注4:「海・河川からの距離」及び「標高」欄のセルの色が濃いものは、1審原告訴訟代理人が平成22(2010)年6月25日撮影の「Google Earth」の計測機能を用いて、距離(校地の概ね中心から直近の海岸線又は川岸との間)及び標高を調査した結果である。

注5:「津波到達の有無及びその時刻」欄のセルの色が濃いものは、津波が到達した学校である。

注6:「地図上の番号(乙29の5頁)」欄のセルの濃い順に海沿い(概ね300m)、次に濃いものは北上川沿い(概ね300m)、最も薄いものは旧北上川(その支流を含む)、万石浦沿い(概ね300m)の学校である。色のないものは海、川から概ね300m以上離れた学校である。

注7:「危険等発生時対処要領」の「存否」欄は、◎が第三次避難についての記載のある危機管理マニュアルがある学校、同マニュアルはあるが第三次避難についての記載はない学校、×は同マニュアルが提出されていない学校である。

番号	地図上の番号(乙29の5頁)	学校名	所在地(石巻市)	海・河川からの距離	標高	津波到達の有無・時刻	学校の被災状況		証 拠	危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)		二次避難	三 次 避 難					
							津波による浸水等の被災	児童等の被災		存 否	記 載 内 容		避難先の場所の地的状況(山、建物上階等)	決定者	決定時刻等	決定・避難の理由と経緯	決定者の津波到達についての認識と評価	移動時間
23	7	山下小学校	山下町1-10-10	①海からの距離は南に1.972m ②旧北上川からの距離は、東南東に1220m	32m	×	×	なし	37頁 甲A170の1・2・5・6 甲A171の1・2・4・5 甲A172の1 甲A173の7	◎「危機管理マニュアル」があり、第一次避難(校舎内)→第二次避難(校庭)→学校が災害等の危険地域にある場合等は、学校外に指定された避難場所へ避難する (1)地震発生時は、机の下に潜らせ、身をまもらせる (2)主要動収束後は、負傷者等の有無の確認、救護をし、「おさない」「はしらない」「しゃべらない」「もどらない」を確認して、校舎外(校庭)に避難させる。校庭ではできるだけ中央に避難する。 (3)校庭では被害状況の把握し、校長に報告 (4)地震による二次被災が発生したり、その危険が予想される場合、第三次避難場所、当該市町村が指摘する広域避難地へ避難する。	◎ 甲A236	記載なし	記載なし(但し、校舎内と思われる)	記載なし	記載なし	記載なし	山下小学校は、海から2km程度、旧北上川から1.2kmの距離にある小学校であったが、「(b)のレベル」の過失に関しては、「危機管理マニュアル」において地震による二次被災が発生したり、その危険が予想される場合、第三次避難場所、当該市町村が指摘する広域避難地へ避難することが規定されている。津波が来襲することが予想できる場合は、このマニュアルに従った対応が可能と言える。	記載なし
24	8	蛇田小学校	蛇田字上中坪97-1	①海からの距離は南に2.884m ②旧北上川からの距離は北東に940m	3m	×	×	なし	41頁 甲A170の1 甲A171の2~4 甲A172の1・4 甲A173の8	○ 乙1(大川小学校事故検証報告書)に存在の記載あり	○	校庭	体育館	記載なし	記載なし	記載なし	認識の記載なし	記載なし
25	9	荻浜小学校	桃浦字米久保5	海からの距離は396m	30m(校舎敷地)10.4m(校庭西端の最も海に近い地点)	○ 15:42以降	×	なし	43頁 甲A170の4 甲A172の5 甲A173の9 甲A174の2~5	○ 同上	○	校庭	校舎内(校庭より20mほど高台)→さらに高台の杉山	記載なし	14:54校庭への二次避難指示 15:00二次避難終了 15:42校舎3階へ避難	15:42に沖からの津波襲来を目撃したので。	津波を目撃する前の認識については記載はないが ①「(a)のレベル」の過失の関係では、沖合の津波を目撃し、荻浜小学校に津波が来襲することを予見した。 ②「(b)のレベル」における過失に関しては、津波情報の確認が規定されており、津波情報を確認することにより、児童の安全を早急に確保する決定が可能な学校であった。	記載なし
26	10	東浜小学校	牧浜字竹浜道22-2	海からの距離は125m	30m	×	×	なし	45頁 甲A171の6・7 甲A172の6 甲A173の10	○ 同上	○	校庭→校庭にテント設置	第三次避難についての記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	認識の記載なし	記載なし
27	13	向陽小学校	向陽町4-13-24	①海からの距離は南に3.670m ②旧北上川からの距離は東に740m(校舎が東側に建っているため校舎中心との距離)	1m	×	×	なし	57頁 甲A170の1 甲A171の2~4 甲A172の7 甲A173の13 甲A174の7~10	○ 同上	○	校庭	三次避難せず	記載なし	三次避難せず	津波は蛇田地区には到達しないと考えた	同左	記載なし
28	14	貞山小学校	貞山5-3-1	①海からの距離は南に1.973m ②北上川の支流と校地の北北西部分が接している	1m	○ 15:30頃	×	なし	61頁 甲A170の1 甲A172の7 甲A173の14	◎ 甲A237 甲A238	◎	校庭→体育館	校舎3階の特別教室	記載なし	15:30	山下中学校校庭側から津波が来たので	貞山小学校は、海から2km弱離れているが、北上川の支流と接している学校であったが、 ①「(a)のレベル」の過失の関係では、山下中学校校庭側から津波の襲来を認識し校舎3階に避難しており、同様に津波が来襲することを認識して高所避難した。 ②「(b)のレベル」における過失に関しては、校舎外へ誘導し、津波情報があるときは、校舎3階に誘導すると規定されている危機管理マニュアルがあり、これに従った対応をとれば、児童の安全を確保できる学校であった。	記載なし
29	21	飯野川第二小学校	血貝字宮田7-3	①海(北上川の河口)からの距離は10.306m ②北上川からの距離は、南に1130m	2m	△ 18:00頃	×	なし	83頁 甲A171の9 甲A171の22	○ 甲A239	○	校庭→校長室	保護者引渡しができなかった児童10名ほど全員を教員の自動車まで自宅に帰した	校長	記載なし	記載なし	飯野川第二小学校は、北上川の河口から10km、北上川から1km以上離れた学校であるが、 「(b)のレベル」に関しては、同小学校の「諸規定及び対応マニュアル」には、自然災害の中に津波を含めているし、校庭への第2次避難の後、校舎施設の被害状況の把握、二次災害の危険性、地域の被害等の情報収集が決められていることからすれば、同マニュアルどおりの対応により、同小学校に津波が来襲しても、児童を高台避難をさせることが可能といえる学校であった。	記載なし
30	22	大谷地小学校	小船越字角田16-2	①海(北上川の河口)からの距離は17.000m、石巻港からの距離は南に10.103m ②北上川からの距離は、東北東に1930m	2m	×	×	なし	85頁 甲A171の17	乙1(大川小学校事故検証報告書)に存在の記載あり	○	校庭	16:30までには児童全員の保護者への引渡完了	記載なし	記載なし	記載なし	認識の記載なし	記載なし

番号	地図上の番号(乙29の5頁)	学校名	所在地(石巻市)	海・河川からの距離	標高	津波到達の有無・時刻	学校の被災状況		証 拠		危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)		二次避難	三 次 避 難					
							津波による浸水等の被災	児童等の被災	乙29(記載頁)	証拠番号	存 否	記 載 内 容		避難先の場所の地的状況(山、建物上階等)	決定者	決定時刻等	決定・避難の理由と経緯	決定者の津波到達についての認識と評価	移動時間
31	23	二俣小学校	大森字大平6	①海(北上川の河口)からの距離は15,000m、石巻港からの距離は9,920m ②北上川からの距離は堤防まで北に840m(校舎が北側に建っているため校舎の中心から)	4m	×	×	なし	87頁	甲A171の17 甲A171の18	○ 同上	ほぼ同上	校庭→体育館に移動	記載なし	校長	記載なし	記載なし	同上	記載なし
32	28	広淵小学校	広淵字町北233	①海からの距離は南に8,150m ②北上川からの距離は北東に4200m	3m	×	×	なし	107頁	甲A171の14 甲A173の24	○ 同上	○地震発生→児童の安全確保(第一次避難(その場で))→校舎外避難の決定・指示→屋外へ避難(第二次避難(校庭へ))→避難後の安全確保(危険地域では第三次避難開始) (1)児童の安全確保 (2)災害情報の収集(報道等を利用し、地震規模、余震情報、二次災害情報等を把握する)	校庭	第三次避難についての記載なし (広淵小学校は、海から8km以上離れた地点にある小学校である)。	記載なし	記載なし	記載なし	同上	記載なし
33	29	須江小学校	須江字代官43	①海(貞川の河口)から6,290m ②北上川からの距離は、北東に3200m	13m	×	×	なし	111頁	甲A171の14 甲A172の1・10 甲A173の25	○ 同上	ほぼ同上	体育館	第三次避難についての記載なし (須江小学校は、海から6.2km以上離れた地点にある小学校である)。	記載なし	記載なし	記載なし	同上	記載なし
34	30	北村小学校	北村字幕ヶ崎-17	①海からの距離は南に9,800m ②北上川からの距離は東北東に4600m	13m	×	×	なし	113頁	甲A171の14 甲A172の10 甲A173の26	○ 同上	ほぼ同上	校庭→体育館に移動	第三次避難についての記載なし (北村小学校は、海から9.83km以上離れた地点にある小学校である)。	記載なし	記載なし	記載なし	同上	記載なし
35	31	前谷地小学校	前谷地字冲坪125	①海からの距離は南に13,685m ②北上川からの距離は東北東の3200m	3m	×	×	なし	117頁	甲A171の15-16 甲A172の11 甲A173の27	○ 同上	ほぼ同上	校舎1階ホール	第三次避難についての記載なし (前谷地小学校は、海から13.6km以上離れた地点にある小学校である)。	記載なし	記載なし	記載なし	同上	記載なし
36	32	和淵小学校	和淵字佐沼川200	①海(石巻港)からの距離は12,550m ②北上川からの距離は北東に160m	3m	×	×	なし	121頁	甲A171の16 甲A172の11-12 甲A173の28	○ 同上	ほぼ同上	校庭→校舎内(1階和小つ子スペース)	第三次避難についての記載なし (和淵小学校は、海から12.5km以上離れた地点にある小学校である)。	記載なし	記載なし	記載なし	同上	記載なし
37	33	鹿又小学校	鹿又字矢袋屋敷合31	①海(石巻港)からの距離は7,120m ②旧北上川からの距離は北に480m(校舎が北側に建っているため校舎中心から)	2m	×	×	なし	123頁	甲A171の18 甲A173の29	○ 同上	ほぼ同上	校庭→昇降口屋根の下	第三次避難についての記載なし (鹿又小学校は、海から7.16km以上離れた地点にある小学校である)。	記載なし	記載なし	記載なし	同上	記載なし
38	34	中津山第一小学校	桃生町給人町字東町96	①海(石巻港)から13,726m、北上川の河口から19,670m ②旧北上川からの距離は西に670m	5m	×	×	なし	125頁	甲A171の16-19 甲A172の12 甲A173の30	○ 同上	ほぼ同上	校庭	第三次避難についての記載なし (中津山第一小学校は、海から13.7kmあるいは19.6km以上離れた地点にある小学校である)。	記載なし	記載なし	記載なし	同上	記載なし
39	35	中津山第二小学校	桃生町中津山字江下57	①海(石巻港)からの距離は15,860m、北上川の河口からの距離は18,850m ②旧北上川からの距離は西に880m	5m	×	×	なし	129頁	甲A171の19 甲A172の12 甲A173の31	○ 同上	ほぼ同上	校庭	第三次避難についての記載なし (中津山第二小学校は、海から15.8kmあるいは18.5km以上離れた地点にある小学校である)。	記載なし	記載なし	記載なし	同上	記載なし
40	36	桃生小学校	桃生町檜崎字高附5	①海(石巻湾)からの距離は16,309m、北上川の河口からの距離は18,851m ②北上川からの距離は東に1600m	4m	×	×	なし	133頁	甲A171の19 甲A172の12 甲A173の32	○ 同上	ほぼ同上	校庭	第三次避難についての記載なし (桃生小学校は、海から16.3kmあるいは18.8km以上離れた地点にある小学校である)。	記載なし	記載なし	記載なし	同上	記載なし
41	40	鮎川小学校	鮎川浜清崎山1-1	海からの距離は450m	82m	×	×	なし	143頁	甲A171の25 甲A172の13 甲A173の36	○ 同上	ほぼ同上	校庭→校庭にテント設置→その後避難所(清優館)へ移動	第三次避難についての記載なし (鮎川小学校は、標高が82mとかなりの高地にある小学校である)。	記載なし	記載なし	記載なし	同上	記載なし

番号	地図上の番号(乙29の5頁)	学校名	所在地(石巻市)	海・河川からの距離	標高	津波到達の有無・時刻	学校の被災状況		証 拠		危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)		二次避難	三 次 避 難					
							津波による浸水等の被災	児童等の被災	乙29(記載頁)	証拠番号	存 否	記 載 内 容		避難先の場所の地的状況(山、建物上階等)	決定者	決定時刻等	決定・避難の理由と経緯	決定者の津波到達についての認識と評価	移動時間
42	41	大原小学校	大原浜大光寺1	海からの距離は150m	18m	△津波は到達せず	校庭より2m下まで浸水	なし	145頁	甲A171の26 甲A172の14 甲A173の37	○同上	○避難場所は校舎外に誘導のみ記載 (1)地震発生後、その場に待機し連絡を待つよう指示 (2)校舎外避難の決定と指示は校長(教頭)が行い、校舎外に誘導 (3)避難後の対応として、校舎施設の被害状況の把握及び情報収集(津波等の二次被害の危険性、地域の危害等)が定められている。	校庭	体育館(標高24m: Google Earthの計測)	記載なし	15:00津波の恐れと降雪のため、体育館に移動	津波の恐れと降雪のため体育館に移動を決定	津波の恐れを感じ、体育館に移動しているため、少なくとも大原小学校に津波が襲来する具体的危険の予見はあったといえる。	記載なし
43	42	寄磯小学校	寄磯浜五梅沢24	海からの距離は140m	43m	×	×	なし	149頁	甲A171の27 甲A172の15 甲A173の38	○同上	番号31~41までの各学校とほぼ同じ。	校庭→儀式用具入れ倉庫に避難	第三次避難についての記載なし(寄磯小学校は、標高が43mとかなりの高地にある小学校である)。	記載なし	記載なし	記載なし	認識の記載なし	記載なし
44	43	谷川小学校	大谷川浜二重坂1-1	海からの距離は75m	9.2m	○15:05~15:10頃	第一波の津波が学校に到達し、校舎2階・屋上が覆われるような大規模な浸水となった。	なし	153頁	甲A171の24 甲A172の15 甲A173の39	○同上	地震想定避難訓練実施計画では (1)第一次避難では、校舎内では机の下へ、校庭では校庭中央へ (2)第二次避難は、教師の指示に従ってプランコ前に避難する。避難経路図が定められている。 (3)おさない、しゃべらない、かけない(おしかの約束)	校庭	海面から20mの高台にある県道→県道脇山→学校裏山	校長	15:05頃(第一波襲来時)、高台の県道へ避難。 15:25(第二波襲来時)に県道脇の山への避難を決定。 16:30頃、学校の裏山へ移動を決定	○15:05頃に大谷州方面から学校前を通り高台の県道へ向かう消防団員の「津波だ」という呼びかけがあったので、海面から20mの高台にある県道に避難した。 ○15:25に第二波の津波が襲来したので、さらに高所の県道脇の山へ移動開始。	消防団員の「津波だ」との情報により津波襲来を認識したといえる。	記載なし
45	44	石巻中学校	泉町4-7-15	①海からの距離は南に1.491m ②旧北上川からの距離は東に930m	39m	×	×	なし	157頁	甲A170の1・2 甲A170の5・6 甲A172の7 甲A173の40	○同上	番号31~41までの各学校及び寄磯小学校とほぼ同じ。	校庭→校庭にテントを設営→一日没後に体育館へ移動	第三次避難についての記載なし(石巻中学校は、標高が39mとかなりの高所にある中学校である)。	記載なし	記載なし	記載なし	認識の記載なし	記載なし
46	45	住吉中学校	東中里3-3-1	①海からの距離は南に3.037m ②旧北上川からの距離は北東に560m	0.4m	○到達時刻記載なし	校舎1階床上60cm	なし	161頁	甲A170の1・2 甲A171の2~5 甲A172の7	○同上	○地震発生、その場で待機し、校舎外避難の決定と指示は校長(教頭)、その後、校舎外に誘導し、避難後の安全の確保、二次災害の危険性等、地域の被害についての情報収集。	校庭	体育館→校舎2~4階	校長	15:46頃(地震発生から1時間後、校舎2~4階へ移動)	津波が押し寄せ、次に水かさが増してきたため、校舎へ移動した。	同上	記載なし
47	46	門脇中学校	泉町4-7-12	①海からの距離は南に1.505m ②旧北上川からの距離は東に1050m	34m	×	×	なし	165頁	甲A170の1・2・5・6 甲A171の1・2・5	○甲A240	石巻中学校とほぼ同じ。	全ての生徒が下校済み	生徒はおらず第三次避難は実施せず	記載なし	生徒はおらず第三次避難は実施せず	生徒はおらず第三次避難は実施せず	生徒はおらず第三次避難は実施せず	生徒はおらず第三次避難は実施せず
48	47	湊中学校	大門町4-1-1	①海からの距離は南に755m ②旧北上川からの距離は西に785m	1m	○到達時刻記載なし	校舎1階が浸水約6m	死亡3名(学校管理下外)	169頁	甲A170の1・2・5・6 甲A171の1	乙1(大川小学校事故検証報告書)に存在の記載あり	×危機管理計画 避難所対策のみ 防災避難訓練実施計画があるが、この中でも校庭への避難が記載されているのみ。	全ての生徒が下校済み	生徒はおらず第三次避難は実施せず	記載なし	生徒はおらず第三次避難は実施せず	生徒はおらず第三次避難は実施せず	生徒はおらず第三次避難は実施せず	生徒はおらず第三次避難は実施せず
49	48	蛇田中学校	蛇田字新金沼20-1	①海(石巻港)からの距離は南に2.967m ②旧北上川からの距離は東北東に2070m	2m	×	×	なし	173頁	甲A170の1 甲A171の3・4 甲A172の4 甲A173の41 甲A174の6	○同上	○校外活動中のマニュアルしか提出されていないが、この中では、地震発生時にはテレビ・ラジオ等による情報収集が必要とされている。	校庭→校庭にテントを設営	第三次避難についての記載なし(蛇田中学校は、海から3km近く離れた地点にある中学校である)。	記載なし	記載なし	記載なし	認識の記載なし	記載なし
50	49	荻浜中学校	荻浜字田浜山3	海からの距離は57m	4.8m	○到達時刻記載なし	校舎玄関20cm、別棟特別教室・体育館は2mの浸水。	死亡1名(学校管理下外)	175頁	甲A170の4 甲A171の6・7 甲A172の5 甲A173の43	○同上	○マニュアルは存在している。同マニュアルでは、地震の発生後、その場に待機させて児童の安全確保をし、その後、校舎外に誘導 (1)校舎外避難の決定と指示は校長(教頭) (2)校舎外避難後の対応決定は校長(教頭) (3)情報収集(二次災害の危険性等)などが規定されている。	県道沿い職員駐車場 (GoogleEarthによる計測では、駐車場の標高は20m程ある)	校長	15:40頃(第一波襲来時)、職員駐車場から向かい側の山中へ避難し、引き波で一旦駐車場に戻り車中で待機。その後、第二波襲来時に再度、山中へ避難し、波が引いた後に駐車場に戻る。17:00頃、校舎2階、別棟3階へ移動。	県道沿い職員駐車場を避難先に指定していた。15:30頃になると、外気が冷え込み雪も降ってきたことから、生徒たちを駐車場の教員の車に乗せ、暖をとらせていたが、15:40頃、第一波が襲来したため、山中に避難した。その後、津波が引いたことを確認して下山し、駐車場の車中で待機していたが、第二波が襲来し再び山中に避難。津波が引いた後、駐車場へ戻った。17:00頃、より安全な校舎へ移動した。	荻浜中学校の校庭は、海から60m弱の地点で標高5m弱であるが、第一次避難場所はこれより15m近く高い職員駐車場(標高20m)であり、その県道を挟んで北側は山になっている地点への避難をしている。 一このことから ①「(a)のレベル」での過失については、同小学校では津波の襲来の危険を予見して、かかる高所への避難をしたものである。 ②「(b)のレベル」での過失については、情報収集(二次災害の危険性等)などが規定されているので、これらの規定に従って津波情報を収集すれば、児童を安全に避難させられる。	記載なし	

番号	地図上の番号(乙29の5頁)	学校名	所在地(石巻市)	海・河川からの距離	標高	津波到達の有無・時刻	学校の被災状況		証 拠		危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)		二次避難	三 次 避 難						
							津波による浸水等の被災	児童等の被災	乙29(記載頁)	証拠番号	存 否	記 載 内 容		避難先の場所の地的状況(山、建物上階等)	決定者	決定時刻等	決定・避難の理由と経緯	決定者の津波到達についての認識と評価	移動時間	
51	50	渡波中学校	渡波字浜曾根山1	海からの距離は182m	1.1m	○ 15:40頃	津波により 学校に津波が襲来し、校舎2階廊下まで浸水した。	児童等の被災 死亡6名(学校管理下外)	179頁	乙29 (記載頁)	証拠番号 甲A241 甲A242	存 否 ◎	記載内容 ◎極めて詳細なマニュアルが存在し、避難場所は、新校舎2、3階とし、避難場所までの経路も「別図」で示されている。 ①テレビ、ラジオ、防災行政無線等を通じ最新の情報収集を実施し、隊長に報告する。 ②あらかじめいくつかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた生徒等に対する情報伝達のための例文、手段等を定める。 ③教職員及び生徒に対する地震防災規程に関する指示又は情報伝達は、次のように行う。 ・非常放送設備又は校内一斉放送を使用し全館に放送する。この際津波到達までの時間を明確に放送する等、パニック防止に配慮する。 ・各階情報収集班は拡声器を用い情報伝達、指示を行う。 ④教職員又は生徒等に伝えるべき内容は、地震の規模等・津波に関する情報・避難場所及び避難方法・地震防災隊への指示・パニック防止 ⑤強い揺れを感じたとき、又は弱い揺れであってもゆっくりに揺れを感じたときは、直ちに情報収集にあたる。 ⑥地震に伴う津波警報等が発表されたとき又は地震が発生したことを覚知した場合は、直ちに隊長及び情報収集班長にその旨を報告する。 (5)避難誘導等も具体的に次のとおり規定されている。 ①避難誘導時は、各階の見やすいところに、避難経路図を掲示する。 ②避難経路の確保及び安全確認を行う。 ③避難の開始は、隊長の指示に基づき行う。 ④建物内の避難は階段を使用し、エレベーターは使用しない。 ⑤避難時には、一旦避難者を校庭東側に集合させ、各階の避難人員数を確認し、避難完了後に再確認上結果を隊長に報告する。 ⑥避難誘導の際には、拡声器、懐中電灯等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努める。 (1)校長を「隊長」、教頭を「副隊長」と規定し、情報収集班、避難誘導班、浸水対策班、安全救護班の防災業務組織を定めている。 (2)避難場所については ①新校舎2、3階とし、避難場所までの経路は別図のとおりとする。 ②津波が到達するまでに避難場所への避難が困難な場合は、隊長の判断で近隣の建物等(原則堅牢な建物の2階以上の階)を避難先とし、あらかじめ避難先と協議しておくとしている。 (3)隊長の権限については、隊長が地震防災隊の活動に関する一切の権限をもち、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の発生を覚知した場合又はそれに伴う津波警報等が発表された場合、津波活動に関する一切の権限をもち、各班長に必要な指示を行うとしている。 (4)情報収集班による情報収集及びその伝達方法について詳細に規定されている。	二次避難 卒業式が終了し生徒は全員下校していたと思われる	避難先の場所の地的状況(山、建物上階等) 校舎特別教室棟3階(避難者は地域住民)	決定者 記載なし	決定時刻等 15:00頃	決定・避難の理由と経緯 大津波警報が発令されたため。	決定者の津波到達についての認識と評価 一このことから ①「(a)のレベル」の過失に関しては、大津波警報の情報で、津波来襲の予見をして、地域住民を校舎3階という高所に避難させたものである。 ②「(b)のレベル」の過失に関しては、左記のとおり、津波の来襲を前提にした詳細かつ具体的なマニュアルが用意されており、これに基づいて生徒を避難させることで、生徒の安全が十二分に確保できる。	移動時間 記載なし
52	51	稲井中学校	真野字八の坪116(稲井小学校・稲井幼稚園と隣接する敷地内にある)	①海からの距離(真南に山越えの直線距離)3,800m ②北上川からの距離(西側に北上川までの直線距離)2,300m ③海から(東側に万石浦までの直線距離)3,100m	1m	×	×	なし	183頁	甲A170の2・3 甲A171の5 甲A172の2 甲A173の44	乙1(大川小学校事故検証報告書)に存在の記載あり	存 否 ○	記載内容 石巻中学校や門脇中学校とほぼ同じ。	二次避難 校舎3階多目的室	避難先の場所の地的状況(山、建物上階等) 記載なし	決定者 記載なし	決定時刻等 15:00頃、大津波警報発令のため	決定・避難の理由と経緯 記載なし	決定者の津波到達についての認識と評価 認識の記載なし	移動時間 記載なし
53	52	山下中学校	真山5-3-2	①海からの距離は南に2,078m ②校地の北北西が旧北上川の支流に接している	0.9m	○ 到達時刻記載なし	北側真山堀から水があふれ、校庭が浸水し始めた。校庭1m、校舎内20cm	児童等の被災 死亡1名(学校管理下外)	185頁	甲A170の1 甲A172の7 甲A173の45	甲A243	存 否 ◎	記載内容 ◎マニュアルが存在し、学校に生徒を留め置いた場合の避難場所(待機場所)は、2階ホール(被害のない場所)としている (1)同校の「危機管理の手引」では、授業中・休み時間等における大地震発生時には、生徒の安全を確保し、校舎外に誘導する (2)避難後の安全確保は、校長(教頭)が校舎外避難の対応決定と指示を行うことが規定されている。	二次避難 校庭→体育館に移動	避難先の場所の地的状況(山、建物上階等) 体育館→校舎3階、4階	決定者 校長	決定時刻等 16:30頃校庭が浸水し始めたので、校舎3・4階へ避難決定	決定・避難の理由と経緯 校庭に二次避難後、降雪のため体育館に移動した。その後、ラジオから大津波警報の情報を得る。そのうち、北側真山堀から水があふれ、校庭が浸水し始めたため校舎へ移動した。	決定者の津波到達についての認識と評価 山下中学校は、海から2km以上離れているが、旧北上川の支流に接している学校であったが、ラジオから大津波警報の情報を得て、真山堀から水があふれ、校庭が浸水し始めたため校舎へ移動した。 一このことから ①「(a)のレベル」の過失については、津波の到来を確信し、校舎3、4階の高所避難を実行した。 ②「(b)のレベル」の過失については、校舎は4階建てであり、津波からの避難場所としては校舎が合理的であったこと、マニュアルにも避難場所は「2階ホール」とされていることから、マニュアルにしたがって決定、避難をすれば津波から生徒の安全を守れる学校であった。	移動時間 記載なし

番号	地図上の番号(乙29の5頁)	学校名	所在地(石巻市)	海・河川からの距離	標高	津波到達の有無・時刻	学校の被災状況		証 拠		危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)		二次避難	三 次 避 難					
							津波による浸水等の被災	児童等の被災	乙29(記載頁)	証拠番号	存 否	記 載 内 容		避難先の場所の地的状況(山、建物上階等)	決定者	決定時刻等	決定・避難の理由と経緯	決定者の津波到達についての認識と評価	移動時間
54	53	青葉中学校	門脇字一番谷地51-10	①海(石巻港からの距離は南に1.513m ②南東380mのところには旧北上川の支流が流れている	3m	○到達時刻記載なし	津波による浸水等	なし	187頁	甲A170の1 甲A171の2 甲A171の4	乙1(大川小学校事故検証報告書)に存在の記載あり	○「青葉中学校防災計画」があり、その中で第一次措置と第二次措置が決められている。 (1)第一次措置 ・生徒を机の下などより安全な場所に一時待機させ、本部からの指示を待つ (2)第二次措置 ・校長は必要があれば校外や体育館への避難命令を出す。 教員は各教室の生徒を指定された避難場所に安全に誘導する。 ・避難誘導等の詳細は火災の場合に準じるが、地震による倒壊や危険の発生状況に応じて臨機応変に的確に判断する。	卒業式が終了し生徒は全員下校済み	卒業式が終了し生徒は全員下校済み	記載なし	記載なし	記載なし	認識の記載なし	記載なし
55	54	万石浦中学校	流留字七勺21	①万石浦の湾口から1.620m ②万石浦湾と石巻湾を繋ぐ川からの距離は北北東に560m	3m	△到達時刻記載なし	校舎前の国道398号線まで冠水	なし	191頁	甲A170の2~4 甲A174の1	○同上	×防災指導計画と安全指導計画のみ 安全指導計画中には、避難訓練の項目があり、校舎外にいる生徒を安全かつ迅速に避難させるために避難場所及び避難経路の周知徹底を図り、安全な避難の態度を身につけさせることを指導目標としている。	卒業式が終了し生徒は全員下校済み	卒業式が終了し生徒は全員下校済み	記載なし	記載なし	記載なし	認識の記載なし	記載なし
56	55	飯野川中学校	相野谷字旧会所前34	①海(北上川の河口)からの距離は東へ14.320m ②北上川からの距離は南に460m	3m	×	×	なし	195頁	甲A171の9	◎マニュアルが存在し、地震発生時はその場で安全確保、揺れが収まったら八幡神社境内へ第一次避難→火災・津波・土砂崩れ・ガス爆発等で校舎等が危険な時は市指定の避難場所へ第二次避難する (1)教師は、第一次避難の際に避難経路・避難場所の安全確認をする (2)第一次避難の後、状況により第二次避難の準備をする	卒業式準備のため、生徒は全員下校済み	卒業式準備のため、生徒は全員下校済み	記載なし	記載なし	飯野川地区の住民が、学校脇の八幡神社に避難した。この中に飯野川中学校の生徒も含まれているとのことと、教員も神社まで上った。	①「(a)のレベル」の過失の関係では、飯野川地区の住民が、八幡神社によって避難していることからすると、同中学校まで津波が到来する危険を予見して、そのような避難をしたと言える。 ②「(b)のレベル」の過失については、同中学校のマニュアルには、八幡神社境内へ第一次避難した後、火災・津波・土砂崩れ・ガス爆発等で校舎等が危険な時は市指定の避難場所へ第二次避難すると規定されていることからして、同マニュアルに従い、高所への避難がなされることになる。	記載なし	
57	57	河北中学校	小船越字山畑250	①海(北上川の河口)からの距離は東に15.450m ②北上川からの距離は北東に470m	45m	×	×	なし	201頁	甲A171の9・17・18 甲A172の3 甲A173の46	◎河北中学は「地震・津波」と大きな文字で強調した「地震・津波に備えた学校の対応マニュアル」が存在する。 (1)地震発生時はその場で安全確保、揺れが収まったら校舎へ第一次避難 (2)火災・津波・土砂崩れ・ガス爆発等で校舎等が危険な時は市指定の避難場所へ第二次避難する	卒業式が終了し生徒は全員下校済み	卒業式が終了し生徒は全員下校済み	記載なし	記載なし	記載なし	河北中学校は北上川の河口から15.4km、北上川からも470m離れているし、標高も45mと非常に高い地理的条件の地点に位置している学校であった。 「(b)のレベル」の過失の関係では、「地震・津波」と大きな文字で強調した「地震・津波に備えた学校の対応マニュアル」が存在していたばかりか、同マニュアル中では校舎への第一次避難後に「火災・津波・土砂崩れ・ガス爆発等」で校舎等が危険な時は市指定の避難場所へ第二次避難することが規定され、津波を想定した避難手順が規定されていた。このことからすると、同中学校は学校組織としては生徒の安全を確保するための学校保健安全法上の事前の対応義務を全うしていたと言え、マニュアルどおり行動すれば生徒の安全が確保できる学校であった。	記載なし	
58	58	雄勝中学校	雄勝町雄勝字寺4-3	海からの距離は485m	16m	○到達時刻記載なし	3階校舎の屋上が津波で完全水没した。	なし	203頁	甲A171の10	◎マニュアルが存在し、津波発生時の避難場所→校舎屋上又は正面の山と決められている (1)津波発生時には、情報収集するとともに生徒の通学経路の安全確認をし、状況に応じ、下校させるか学校に留めるかの判断をする。その後、保護者と連絡をとり、安全が確保された段階で引き渡しを行う。 (2)大津波発生時には、生徒を学校に留め、保護者に連絡をする。大津波における避難場所として校舎屋上か正面の山に避難させる。	卒業式が終了し生徒は全員下校済み	卒業式が終了し生徒は全員下校済み	記載なし	記載なし	○大津波警報が町の防災無線で流れた。 ○インターネットの情報で10m以上の津波押し寄せるとの情報入手し、車で森林公園に避難	雄勝中学校は、海から500m弱に位置し、標高は16mと比較的高い地点に位置する学校であったが、校舎に残っていた教員全員は防災無線とインターネット情報から10m以上の津波の来襲の情報を入手して、車で高所の「森林公園」に避難した。 一このことから ①「(a)のレベル」の過失に関しては、防災行政無線とインターネット情報により、同中学校に津波が来襲する具体的危険を認識して、教員ら自ら車で高所避難をしたものである。 ②「(b)のレベル」の過失に関しては、マニュアルが存在し、大津波発生時には、避難場所として校舎屋上か正面の山に避難させると規定しており、学校保健安全法上の対応義務としては、事前の対応を全うしていたものであり、マニュアルどおり行動することで生徒の安全が確保できる学校であった。	記載なし	

番号	地図上の番号(乙29の5頁)	学校名	所在地(石巻市)	海・河川からの距離	標高	津波到達の有無・時刻	学校の被災状況		証 拠		危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)		二次避難	三 次 避 難					
							津波による浸水等の被災	児童等の被災	乙29(記載頁)	証拠番号	存 否	記 載 内 容		避難先の場所の地的状況(山、建物上階等)	決定者	決定時刻等	決定・避難の理由と経緯	決定者の津波到達についての認識と評価	移動時間
59	59	大須中学校	雄勝町大須字館森1	海からの距離は425m	65m	×	×	なし	207頁	甲A171の12・13	◎ 甲A248	◎大須中学校では「危機管理(対策・対応)マニュアル<地震・津波>」が存在する (1)地震発生時には、担任・授業者は発生の際の事態や状況の把握、生徒の安全確保・避難の指示、負傷者の把握と応急対応 (2)校長(教頭)は、被災者の有無の確認や被害状況の把握、判断、余震・津波等二次災害に関する場法収集と対応、指示等 (3)余震あるいは津波のおそれがある場合は、教職員は安全な避難場所の確保と誘導、校内待機の指示 (4)重大な災害の場合には、<地震・津波対策本部>の設置を行い、校長・教頭は市教委との対応、災害対策本部との連携、余震・津波の状況等についての情報の収集・整理が規定されている。	卒業式が終了し生徒は全員下校済み	卒業式が終了し生徒は全員下校済み	記載なし	記載なし	記載なし	大須中学校は、海から400m余りの距離で、海拔は65mと非常に高い地点に位置している学校であり、過去の知見からしても直接津波が来襲する危険の少ない地理的条件の学校であった。それに関わらず、同中学校には津波も想定した「危機管理(対策・対応)マニュアル<地震・津波>」が存在し、その中でも重大な災害の場合には、<地震・津波対策本部>の設置を行い、校長・教頭は市教委との対応、災害対策本部との連携、余震・津波の状況等についての情報の収集・整理をすべきことが規定されている。 →このことから 「(b)のレベル」に関する過失については、同中学校は学校保健安全法上の対応義務を十分に履行しており、事前の準備としては必要十分な対応がなされているので、同マニュアルどおり行動することで、生徒の安全が確保できる学校であったといえる。	記載なし
60	60	河南東中学校	須江字糠塚3-3	①海(石巻港)からの距離は南に6.834m ②旧北上川からの距離は北北東に700m	29m	×	×	なし	209頁	甲A171の14・15	○ 乙1(大川小学校事故検証報告書)に存在の記載あり	卒業式が終了し生徒は、午前中の卒業式に参加できなかった2名を除き全員下校済み	卒業式が終了し生徒は、午前中の卒業式に参加できなかった2名を除き全員下校済み	記載なし	記載なし	記載なし	認識の記載なし	記載なし	
61	61	河南西中学校	北村字小崎一37-2	①海からの距離は南に10.850m ②旧北上川からの距離は、東北東に3440m	30m	×	×	なし	211頁	甲A171の14・15	○ 同上	卒業式が終了し生徒は全員下校済み	卒業式が終了し生徒は全員下校済み	記載なし	記載なし	記載なし	同上	記載なし	
62	62	桃生中学校	桃生町寺崎字植立20	①海(北上川の河口)からの距離は東に19.000m、石巻港からの距離は南に16.855m ②旧北上川からの距離は、西に300m	5m	×	×	なし	213頁	甲A171の19	○ 同上	卒業式が終了し生徒は全員下校済み	卒業式が終了し生徒は全員下校済み	記載なし	記載なし	記載なし	同上	記載なし	
63	63	北上中学校	北上町十三浜字小田93-1	3.100m(北上中学校は、北上川の河口から3km以上離れ、海拔28mと比較的高所に位置する学校である)。	28m	×	×	なし	215頁	甲A171の23 甲A172の3	○ 同上	校庭	体育館	記載なし	○時刻の記載はないが、「校庭で安否確認を行っている最中に防災行政無線により大津波警報が発令されたことを知る」とあるので、14:55の防災行政無線を聞いて大津波警報を認識したといえる	記載なし	同上	記載なし	
64	64	牡鹿中学校	鮎川浜字鬼形山1-24	海からの距離は143m	37m	×	×	なし	217頁	甲A171の25 甲A172の13 甲A173の47	○ 同上	校庭	高台にある福祉施設「清優館」 なお、牡鹿中学校は、海には近いが標高が37mとかなりの高所にある中学校である。	記載なし	15:30頃、校舎南側より鮎川地区に津波が襲ってくる様子が見えたので、更に高台避難が必要となり、スクールバスで「清優館」に移動することを決定。	牡鹿中学校の校庭は、海からは143mの距離にあったが、標高が37mと比較的高く、校庭が津波の避難場所になっていたといえる。その後、津波が鮎川地区を襲っているのを現認して、さらに高台へのバス避難を行った。	同上	記載なし	
65	67	住吉幼稚園	南中里1-8-25	①海からの距離は真南に直線距離で2.850m ②旧北上川からの距離は東南東側に980m、北東側に920m	2m	○ 到達時刻記載なし	1階床上約40~50cmの浸水。	なし	229頁	甲A170の1・2 甲A171の1・2 甲A171の3・4 甲A171の5 甲A172の1 甲A173の2	◎	◎危機管理マニュアル等の提出はないが、「羅針盤」(乙29、229頁)に「二次避難場所に指定されている『住吉中学校』に近隣住民とともに避難した」と記載があるので、避難マニュアルは存在していたといえる。	園庭	住吉中学校	記載なし	大津波警報発令後間もなく	「羅針盤」(乙29、229頁)の記載からすれば、大津波警報が発令されたことから、二次避難場所に避難したことは明らかである。	住吉幼稚園は、海から2.8km、旧北上川から1km弱も離れたいた幼稚園であるが、大津波警報の発令で二次避難場所に「指定」されていた住吉中学校に避難している。 →このことから ①「(a)のレベル」の過失に関しては、同幼稚園に津波が来襲することを予見して、マニュアルどおり「指定」されている住吉中学校に避難したものである。 ②「(b)のレベル」の過失に関しては、事前に「二次避難場所」として、3階建ての校舎のある住吉中学校に避難することが「指定」されており、教育機関の組織上の対応義務としては、事前の対応が適正に採られており、このとおり避難行動をとれば、園児の安全が確保される幼稚園であったといえる。	記載なし

番号	地図上の番号(乙29の5頁)	学校名	所在地(石巻市)	海・河川からの距離	標高	津波到達の有無・時刻	学校の被災状況		証 拠		危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)		二次避難	三 次 避 難					
							津波による浸水等の被災	児童等の被災	乙29(記載頁)	証拠番号	存 否	記 載 内 容		避難先の場所の地的状況(山、建物上階等)	決定者	決定時刻等	決定・避難の理由と経緯	決定者の津波到達についての認識と評価	移動時間
66	68	湊幼稚園	港町1-1-9	①海からの距離は園舎の中心部分から旧北上川の河口に架かる橋の中央までの距離1,585m ②旧北上川からの距離は、西に180m	4m	○ 15:50	園舎の1階天井まで浸水。	なし	231頁	甲A170の1・2 甲A170の4・5 甲A171の1 甲A172の1 甲A173の4 甲A232の130頁	◎	◎甲A232の130頁の記載では「津波発生時のマニュアル通りに幼保一体施設二階のみなど往に避難するはずだった」と記載されていることから、同幼稚園にも津波を想定したマニュアルが存在していたことは明らかである。	園児は全員降園していたが兼務保育所に通所する子供が昼寝中だった。	湊小学校の3階→4階	園長(兼務保育所長)	15:20	避難計画では避難先としていた「みなと荘」の2階に上がれないとの情報から、避難先を湊小学校へ変更し、計画にしたがって避難を開始したと言える。 15:45子供を誘導し、落ち着いてきたところで「川側から津波だー!!」との声で副園長等も急ぎ小学校へ向かう。 15:50に湊小学校の3階に達したところで、津波が校舎にぶつかり、屋上へ避難誘導した。	湊幼稚園・保育所は、海から1.5km、旧北上川から180mに位置する幼稚園、保育所であったが、予め第三次避難場所を「みなと荘」と定め、避難訓練をしていたこと、「みなと荘」の2階に上がれないとの情報から、ただちに避難場所を湊小学校に変更している。 →ことから ①「(a)のレベル」の過失に関しては、本件地震の発生により「2階」以上の高所への避難の必要を予見していたことが明かであり、その認識・予見に基づき避難場所を変更したものの、実際に訓練どおり第三次避難を実行した。 ②「(b)のレベル」の過失の関係では、「羅針盤」の記載及び甲A232記載からすると、「津波発生時のマニュアル」があり、それに従った避難を実行したものであり、幼児の保育、教育機関としての事前の安全確保の対応を十分に果たしており、マニュアルどおり行動により園児らを安全に避難させることができる幼稚園等であった。	25分ないし30分 (15:20~15:45ないし15:50)
67	69	稲井幼稚園	真野字八ノ坪116-2(稲井小学校・稲井中学校と隣接する敷地内にある)	①海からの距離は真南に山越えの直線距離で3,800m、東側に万石浦までの直線距離で3,100m ②旧北上川までの距離は西に2,300m	1m	×	×	なし	235頁	甲A170の2 甲A171の5 甲A172の2 甲A173の12(台形の校地の底辺の左隅の建物が稲井幼稚園である)	×	マニュアルの存否は不明	園児は全員降園していたが、間貸ししている学童保育の児童と指導員が園内に残っていた。	学童保育の児童は、保護者が迎えにくるまで保育室で待機。					

注1:石巻市が津波発生時の「避難場所」に指定している学校は番号欄を緑色にしてある。牡鹿中学校及び稲井幼稚園を除く全ての小学校、中学校及び幼稚園が石巻市によって「避難場所」に指定されていた(乙4、乙55の1~6記載の各地区の「避難場所一覧表」参照。)

注2:「学校名」「所在地」欄のセルが薄いピンク色のものは、第三次避難をしたことが乙29の記載その他の証拠から分かる学校である。

注3:「海・河川からの距離」及び「標高」欄のセルの色が薄いものは、1審被告石巻市から提供された資料の数値であり、同被告は海からの距離は争わないものと考えられる。河川からの距離は、注4と同じ。

注4:「海・河川からの距離」及び「標高」欄セルの色が濃いものは、1審原告ら訴訟代理人が平成22[2010]年6月25日撮影の「Google Earth」の計測機能を用いて、距離(校地の概ね中心から直近の海岸線又は川岸との間)及び標高を調査した結果である。

注5:「津波到達の有無及びその時刻」欄のセルの色の濃いものは、津波が到達した学校である。

注6:「地図上の番号(乙29の5頁)」欄のセルの紫色の濃い順に海沿い(概ね300m)、次に濃いものは北上川沿い(概ね300m)、最も紫色の薄いものは旧北上川(その支流を含む)、万石浦沿い(概ね300m)の学校である。色のないものは海、川から概ね300m以上離れた学校である。

注7:「危険等発生時対処要領」の「存否」欄は、◎が第三次避難についての記載のある危機管理マニュアルがある学校、○は同マニュアルはあるが第三次避難の記載はない学校、×は同マニュアルの提出がない学校である。